

小児慢性特定疾病児と 保護者の皆さまへ

～災害発生時に備えたチェックをしましょう！～

☐ その１：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを確認し、避難経路も確認しておきましょう！
可能であれば、実際に行って設備なども確認しておきましょう。

療養生活調査の結果、
患者さんの3割が、
避難所を確認していないと
回答しています！

☐ その２：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なのは、お薬や処置に必要な物品です。担当医、内服薬の優先順位や、薬が確保できない場合の対処法などを相談しておきましょう！

準備する物品の例

基本的な 持ち出し物品	☐ 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、通帳、印鑑 など ☐ 非常食料(乳幼児の場合は、ミルク哺乳瓶やミルク用の水、離乳食と食器も)、飲料水(ペットボトル)、薬（数日分）、お薬手帳(コピーや電子版でも可)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、携帯用充電器、衣類(下着やセーター、ジャンパー類等)、靴、軍手、洗口液、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に利用できます) など ☐ 子どもの体格にあったヘルメットや帽子・防災頭巾、紙おむつ(普段使用しているもの)、おしりふき、濡れティッシュ、お気に入りのおもちゃ、抱っこひも など
患者さんの 状況に応じて 持ち出す物品	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ☐ 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) ☐ 処置に必要な医療物品 など

☐ その３：大阪府防災情報メールを知っている（登録している）

登録した地域の避難勧告などのメール受け取れるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

☐ その４：災害用伝言ダイヤルの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

☐ その５：災害時要援護者名簿登録制度を知っている（登録している）

災害時の避難に援助を必要とする方（身体障がい者手帳所持や医療的ケアが必要な方など）の情報を、お住まいの地域で登録する制度です。

※すべての方が対象ではありません。詳しくは裏面をチェック！

ご心配ごと、ご相談は『すこやか親子室』担当まで

保健センター

吹田市出口町19-2 （TEL）06-6339-1214 （FAX）06-6384-1175

保健センター南千里分館

吹田市津雲台1-2-1 （TEL）06-6155-2812 （FAX）06-6831-5705

大阪府防災情報メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象・地震・津波情報、災害時の避難情報について、メールで配信するものです。

おおさか防災ネット



アプリもご活用ください！



<iPhone>



<android>

災害用伝言ダイヤル（171）

災害時に電話を利用して、被災地の方の安否情報を確認する「伝言板」です。インターネットを利用する災害用伝言板（web171）等もあります。



体験利用日

- ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

吹田市防災マップ

市内の避難所や一時避難地等の場所を示した地図が掲載されています。ご自宅や普段よく利用する場所の周辺にある施設や、避難経路を確認しておきましょう。



吹田市ハザードマップ

大雨による洪水や、浸水、高潮予測を示した地図が掲載されています。ご自宅やよく利用する場所が、予測場所に該当するかどうか、事前に確認しておきましょう。



災害時要援護者登録制度

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方（災害時要援護者）の名簿に登録する制度です。

この名簿は、本人の同意に基づいて登録され、災害時に消防や警察、民生委員などの避難支援等関係者に提供され、行政と地域が一体となって、避難誘導の支援や安否確認を行うために使用されます。



詳細・不明点がありましたら、吹田市福祉総務室
([TEL:06-6384-1363](tel:06-6384-1363))までお問合せください。

個別避難計画

左記の災害時要援護者に該当する方が、災害時の避難行動や避難経路、必要な支援を、あらかじめ自ら確認できるよう、一人一人の状況に合わせて作成する行動計画書です。

該当する方は、家族や支援員、市職員などの支援者と一緒に記入できる範囲で作成しておきましょう。

